

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第12号

所得税法第56条の廃止を求める意見書（否決）

中小零細業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細業者を支える家族従事者の働き分（給与）は、所得税法第56条において「配偶者その他の親族が事業に従事したことにより受ける対価は、必要経費に算入しない」（条文要旨）として、税法上必要経費と認められていない。

配偶者の場合は最高86万円、その他の家族は同50万円というわずかな額が、事業主の所得の中からの専従者控除として認められているのみであり、家族従事者はこのわずかな控除が収入とみなされるため、社会的、経済的な不利益を引き起こし、自立が困難になっている。さらに、家族従事者は所得証明書の発行さえ得られず、資産も持てないという人権上も大変な問題を抱えている。家族従業員一人一人の労働を正当に評価し、賃金を認めることは、憲法精神である基本的人権を守ることにつながる。

税法上では、青色申告にすれば事業に専従する家族従事者も給与を経費とすることが認められているが、同一労働でありながら青色と白色で差別する制度自体が矛盾している。また、国税通則法の改正により平成26年から白色申告者も青色申告者と同じく記帳が義務化され、経営の透明性に変わりはない。

後継者を育て、行政と力を合わせて地域の経済を発展させていくためにも、所得税法第56条の廃止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月4日

議員提出議案第13号

辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書（否決）

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手續における国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意に基づく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることに鑑みれば、今回、沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は明確である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府及び日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急に行う必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権の尊重、法もとの平等の各理念からして看過することのできない重大な問題である。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは既に指摘されており、「0.6%の国土しかない沖縄に70%以上の米軍専用施設が集中する」という訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、『差別』ではないか」との問いが含まれている。これは何も面積の格差だけを訴えているの

ではない。その本質は「自由の格差」の問題である。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還はもとより沖縄県民の長きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は直ちに中止すべきである。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのであれば、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により決定することを求め、下記の事項について強く要請する。

記

- 1 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
- 2 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
- 3 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのであれば、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月4日

議員提出議案第14号

保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書（否決）

現在、保育士の給料は、一般的な職業と比較して月10万円程度下回っており、保育士不足の一因となっている。国は平成29年度より「キャリアアップ」の仕組みを構築し、保育士としての技能と経験を積んだ職員について、月額4万円の処遇改善を図るとしたが、この仕組みは一部の職員が対象で、職員全体の処遇改善にはなっていない。

また、国の保育所職員の配置基準は一部を除き、昭和23年に決められたものがそのままとなり、現実離れしたものとなっている。そのために、国の配置基準で保育することは困難なことから、基準の1.6倍から1.8倍、多いところは2倍の職員を配置していて、その分職員の給料を低く抑えざるを得ない状況となっている。

保育士の処遇改善や配置基準を見直すことは、保育士がやりがいをもって働けることにつながり、保育の質の向上にも資する。そのために、国が下記のことを実現することを求める。

記

- 1 子ども一人一人に行き届いた保育をするため、保育士の配置基準を引き上げること。
- 2 保育士等の処遇が改善できるよう、公定価格の基本分単価を大幅に増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月4日

議員提出議案第15号

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（可決）

暴力を振るう、食事を与えないなどの行為によって保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいる。こうした事態を防ぐため、国は虐待の発生防止、早期発見に向けた対応を行ってきたが、悲惨な児童虐待は依然として発生し続けている。

特に、昨年3月の東京都目黒区での女兒虐待死事件を受け、政府は同年7月に緊急総合対策を取りまとめ、児童相談所の体制強化などを図る法改正案を今国会に提出することになっていた。その直前の今年1月、千葉県野田市で再び痛ましい虐待死事件が発生した。児童相談所も学校も教育委員会も、警察も把握していながら、なぜ救えなかったのか、悔やまれてならない。

今国会に提出された児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等改正案の早期成立を求めるとともに、下記の事項について取り組みの推進を強く求める。

記

- 1 「しつけと称する体罰は禁止する」という認識を社会全体で共有できるよう周知啓発に努めるとともに、法施行後、必要な検討を進めるとしている民法上の懲戒権や子どもの権利擁護のあり方についても速やかに結論を出すこと。
- 2 学校における虐待防止体制の構築や警察との連携強化、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと。
- 3 虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県・市町村で速やかに構築できるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定めること。
- 4 児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守る体制強化を進めるとともに、児童相談所の体制整備や妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行う日本版ネウボラの設置推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月4日

議員提出議案第16号

信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書（可決）

我が国の基幹統計である毎月勤労統計調査に係る不正調査案件や、それに続く、賃金構造基本統計調査に係る不適切な取り扱い、政府統計に対する国民の信頼を著しく失墜せしめる結果となった。

その結果、雇用保険の給付について平成16年以降過少給付を行っていたなど、2000万人近い国民に経済的損失を与えることとなっており、一日も早い追加給付が求められるところである。

こうした事態を受け、厚生労働省では、毎月勤労統計調査に係る特別監察委員会の検証作業や総務省行政評価局の賃金構造基本統計調査に係る検証作業、さらには、総務省の統計委員会の政府統計に係る一斉点検などが行われてきた。それぞれの報告書に基づき、担当行政官の処分などが行われたが、今なお、国民の疑念は払拭されていない状況である。

政府統計に対する国民の信頼失墜は、すなわち政府に対する不信につながることから、さらなる徹底的な点検・検証作業と、具体的な再発防止策を明確にする必要があると考える。

政府においては、平成27年から統計改革に取り組んでおり、EBPMを推進し改革が行われたことに

より、今回の事案が浮かび上がったとも考えられるが、今回明らかにされた基幹統計56のうち23の統計に何らかの問題が指摘される事態となっている。

統計は国の各種政策の基礎となるものであり、信頼される政府統計を目指して、さらなる改革が必要であり、下記の事項についてその取り組みを進めることを強く求める。

記

- 1 統計委員会における基幹統計及び一般統計に係る徹底した総点検と再発防止策の策定を進めること。
- 2 統計委員会の位置づけの検討や分散型統計行政機構の問題点の整理を行うこと。
- 3 統計に係る予算・人材について見直しを行うこと。
- 4 統計に係るガバナンス、コンプライアンスのあり方について見直しを行うこと。
- 5 必要に応じて法律改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月4日

議員提出議案第17号

「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書（可決）

我が国では、少子・高齢化により生産年齢人口が減少しており、地域のさまざまな場面において、とりわけ営利企業の参入が期待しづらい分野において、労働力の不足や事業所の運営などが大きな課題となっている。

一方、年齢や性別を問わず、各自のライフスタイルを尊重した働き方へのニーズが高まっている。

こうした状況の中で、自分らしい主体的な働き方を実現し、多様な就労機会を創出し、さらに、その就労により地域の課題を解決するため、出資と労働が一体となった協同労働に係る新たな法人制度を求める声が高まっている。

国会においては、従前から超党派議連による協同労働に係る法制化が議論されてきたが実現には至っていない。

先ごろ、諸問題を整理の上、「労働者協同組合法案（仮称）」として改めて議論が行われていると認識している。

組合に参画する全ての者が出資をして組合員となり、みずから運営にも参加し、介護や子育て等の多様な地域ニーズに応じた事業に取り組むという非営利の法人形態は、今日まで存在していない。

また、我が国では、個別分野ごとに協同組合制度が整備されてきた経緯があり、農協など事業主のための協同組合、生協のような消費者のための協同組合はあるが、労働者のための協同組合がないことから、新たな法人制度がぜひとも必要と考える。

地方創生や一人一人が活躍できる社会の実現のため、下記のとおり一日も早い協同労働に係る法制化を求める。

記

- 1 出資と労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利法人である労働者協同組合（仮称）の設立を可能とするため、「労働者協同組合法案（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 簡便な手続で創設できるようにするため、労働者協同組合（仮称）の設立は、準則主義によるもの

とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月4日
